



2026年5月14日

各 位

会 社 名 地盤ネットホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 荒川 高 広  
(コード番号：6072 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役経営企画部長 高瀬 秀 人  
(TEL. 03-6265-1834)

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、主要な変更箇所は【新旧対比表】を参照下さい。

記

#### 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、当社及びグループ会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、以下のように定めております。

当社は、この基本方針に基づき、機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンスの強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性のある高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図る。
- (2) 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を取締役に報告する。
- (3) 当社グループにおける法令・定款・諸規程に違反する行為を発見し、是正することを目的に、「内部通報規程」に基づいた通報窓口を社内および社外に設置することで監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (4) 監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
- (5) 代表取締役社長が指名する内部監査人は、「内部監査規程」に従い、法令、定款および社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果および改善課題を代表取締役および監査役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
- (6) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- (7) 指名報酬委員会は、独立社外取締役を議長として、独立した立場から、取締役選解任候補者を

審議し、取締役会に答申する。また、同委員会は取締役の報酬水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「文書取扱規程」、「機密情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切かつ安全に保存及び管理（廃棄を含む）をするとともに、必要に応じて保存・管理の状況の検証、取締役・監査役からの閲覧要請への対応、規程の適宜の見直し等を行う。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、「リスク管理規程」を定め、同規程に従い、統括組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- (2) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者とする「対策本部」を編成し、緊急事態対応を実施する。

## 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は、当社グループの経営効率の向上を図るため、取締役会に次ぐ業務執行の意思決定機関として取締役および執行役員で構成される「経営会議」を設置し、重要な業務遂行について、多面的な検討を行い、意思決定を迅速かつ機動的に行うとともにその経過を明瞭に記録することによって内部統制態勢の高度化を図る。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度により、意思決定プロセスを明確化し、迅速化を図る。

## 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 前各号における施策は、当社グループの業務の適正と効率性を確保するため、グループ各社の全てを網羅的・総括的に捉えて構築する。
- (2) グループ企業として総合的な事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」において、グループ会社に関する管理上の基本事項を定め、グループ会社の経営状況を統括的に管理する。
- (3) 当社の内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況、リスク管理状況等を確認するため、グループ会社の内部監査を実施する。
- (4) 当社グループ共通の「内部通報制度」「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- (5) 当社の監査役は、グループ会社の取締役、監査役と連携し、業務の適正を確保するための体制の運用状況を確認する。
- (6) 重要なグループ会社の取締役、監査役には、当社の取締役、執行役員等が1名以上兼務する体制としており、グループ会社を管掌する当社の各部署が、日常の業務についてグループ会社から定期的に報告を受けることで、グループ会社を管理する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
- (2) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役会からの独立性を確保するものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該

使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従う。

## 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (2) 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (3) 監査役は、「取締役会」、「経営会議のほか、必要に応じて「子会社の取締役会」、重要な各種会議・委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができるものとする。
- (4) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるものとする。
- (5) 内部監査部門は、監査役と常時、情報交換を行うほか、内部監査資料を提供する。
- (6) 上記の報告及び通報した者は、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないものとする。

## 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。内部監査人及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

## 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性及び効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。
- (2) 社内研修等により、当社グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の確保を図る。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、当社グループの取締役等及び使用人に対し、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 当社グループの全ての役職員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識する。
- (3) 社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は総務部と定め「反社会勢力排除規程」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努める。
- (4) 各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図る。

以上

【新旧対比表】

(赤字は主要な変更箇所を示します。)

新	旧
<p>当社は、当社及びグループ会社（以下「当社グループ」という。）の、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、以下のよう に定めております。</p> <p>当社は、この基本方針に基づき、機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンスの強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性のある高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。</p> <p>1 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1)法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図る。</p> <p>(2)当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を取締役に報告する。</p> <p>(3)当社グループにおける法令・定款・諸規程に違反する行為を発見し、是正することを目的に、「内部通報規程」に基づいた通報窓口を社内および社外に設置することで監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。</p> <p>(4) 監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。 監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に報告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。</p> <p>(5)代表取締役社長が指名する内部監査人は、「内部監査規程」に従い、法令、定款および社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果および改善課題を代表取締役および監査役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。</p> <p>(6)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿</p>	<p>会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業クオリティを向上すべく、会社法及び会社法施行規則に基づき、実効性のある内部統制システムの整備を図っていく。</p> <p>1 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1)法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓発、教育活動を推進する。 (新設)</p> <p>(2)「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。</p> <p>(3)変更なし</p> <p>(4)内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。</p> <p>(5)変更なし</p>

勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(7) 指名報酬委員会は、独立社外取締役を議長として、独立した立場から、取締役選解任候補者を審議し、取締役会に答申する。また、同委員会は取締役の報酬水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申する。

2 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「文書取扱規程」、「機密情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切かつ安全に保存及び管理（廃棄を含む）をするとともに、必要に応じて保存・管理の状況の検証、取締役・監査役からの閲覧要請への対応、規程の適宜の見直し等を行う。

(2) 削除

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、「リスク管理規程」を定め、同規程に従い、統括組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

(2) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者とする「対策本部」を編成し、緊急事態対応を実施する。

4 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(2) 当社は、当社グループの経営効率の向上を図るため、取締役会に次ぐ業務執行の意思決定機関として取締役および執行役員で構成される「経営会議」を設置し、重要な業務遂行について、多面的な検討を行い、意思決定を迅速かつ機動的に行うとともにその経過を明瞭に記録することによって内部統制態勢の高度化を図る。

(新設)

2 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。

(2) 企業機密情報については、「文書取扱規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、総務部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

4 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 変更なし

(新設)

<p>(3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度により、意思決定プロセスを明確化し、迅速化を図る。</p>	<p>(2) 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。</p>
<p>5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制</p> <p>(1) 前各号における施策は、当社グループの業務の適正と効率性を確保するため、グループ各社の全てを網羅的・総括的に捉えて構築する。</p> <p>(2) グループ企業として総合的な事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」において、グループ会社に関する管理上の基本事項を定め、グループ会社の経営状況を統括的に管理する。</p>	<p>5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前協議及び報告を求める。</p> <p>(3) グループ会社は、「関係会社管理規程」に基づき、業績及び財務の状況については定期的に、その他重要な事項については都度遅滞なく報告する。</p>
<p>(3) 当社の内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況、リスク管理状況等を確認するため、グループ会社の内部監査を実施する。</p> <p>(4) 当社グループ共通の「内部通報制度」「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、コンプライアンス経営の徹底を図る。</p> <p>(5) 当社の監査役は、グループ会社の取締役、監査役と連携し、業務の適正を確保するための体制の運用状況を確認する。</p> <p>(6) 重要なグループ会社の取締役、監査役には、当社の取締役、執行役員等が1名以上兼務する体制としており、グループ会社を管掌する当社の各部署が、日常の業務についてグループ会社から定期的に報告を受けることで、グループ会社を管理する。</p>	<p>(4) 内部監査人は、必要に応じてグループ会社を監査する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。</p> <p>(2) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役役会からの独立性を確保するものとする。</p> <p>(3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従う。</p>	<p>6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。</p>
<p>7 監査役への報告に関する体制</p> <p>(1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプ</p>	<p>7 監査役への報告に関する体制</p> <p>(1) 変更なし</p>

<p>ライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。</p> <p>(2) 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。</p> <p>(3) 監査役は、「取締役会」、「経営会議のほか、必要に応じて「子会社の取締役会」、重要な各種会議・委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができるものとする。</p> <p>(4) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるものとする。</p> <p>(5) 内部監査部門は、監査役と常時、情報交換を行うほか、内部監査資料を提供する。</p> <p>(6) 上記の報告及び通報した者は、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないものとする。</p> <p><b>8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項</b></p> <p>監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。</p> <p><b>9 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制</b></p> <p>監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。内部監査人及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。</p> <p><b>10 財務報告の信頼性を確保するための体制</b></p> <p>(1) 当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性及び効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。</p> <p>(2) 社内研修等により、当社グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の</p>	<p>(2) 変更なし</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。</p> <p>(4) 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。</p> <p>8 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制 変更無し</p> <p>9 財務報告の信頼性を確保するための体制 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、経理諸規程を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。</p>
--	---

<p>確保を図る。</p> <p>11 反社会的勢力排除に向けた体制</p> <p>(1) 当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、当社グループの取締役等及び使用人に対し、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 当社グループの全ての役職員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識する。</p> <p>(3) 社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は総務部と定め「反社会勢力排除規程」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努める。</p> <p>(4) 各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図る。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------